

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	空売り規制の総合的な見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 政令 <input checked="" type="checkbox"/> 府省令 <input checked="" type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法施行令、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令、金融商品取引法施行令第26条の2の2第1項の規定に基づき金融庁長官が指定する有価証券を定める件		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況				課題	
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					
【課題の説明】							

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《遵守費用に係る補足説明》

#### ○ 当省の照会

遵守費用について、評価書記載の他にも発生又は増減することが考えられるため、具体的な要素を可能な限り列挙し、説明することが必要である。具体的には、発行済株式総数の0.2%以上0.25%未満の空売りポジションの保有者について、新たに報告を行うための費用が発生すること、さらに空売りポジション全体を報告・公表することとする制度改正に対応する費用が発生することが想定される。

#### ○ 金融庁の説明

##### 1. 0.2%以上0.25%未満の空売りポジションの保有者について

0.2%以上0.25%未満の空売りポジションの保有者において、新たに報告を行うための費用が発生するものの、0.25%以上の空売りポジションの保有者において、0.1%刻みの変動報告水準を設定することにより、報告を行う頻度が大幅に減少し、報告のための費用が大幅に減少するため、報告の頻度に関連する規制遵守のための費用は、全体として減少する。

##### 2. 空売りポジション全体を報告・公表することについて

金融商品取引業者等は、現状においても、投資リスクの管理等のため、その保有する空売りポジション全体を日常的に把握しているのが通例であり、改正により空売りポジション全体の報告を求めたとしても、制度改正に対応する費用は発生しないと考えられる。